

# 園外保育における園児の事故防止に関する内規

からたちこどもえん

## 1. 引率体制について

- 園児の年齢に応じた適切な引率体制を確保する。(詳細は2025年7月16日改訂の「お散歩マップ」を参照のこと)
- すくすく(低年齢児)の場合、緊急時に両脇に抱えて避難できるよう、大人1人につき子ども2人までを原則とする。(一人ひとりの子どもの特性を考慮すること)
- きらきら(年長児)であっても、下図で示す青ルート以外は大人数での引率は避ける。引率者に異変が生じた際や、負傷した園児の搬送時に対応できるよう、園の周辺を除き、必ず複数の大人で引率する。  
※ ただし、非常時、訓練時、遠足等の行事等の際は、この限りではない。



## 2. 引率時の基本ルール

- 2歳児以下を引率するときは、おんぶ又は、必ず手をつなぐ。3歳以上児でも引率者と手をつなぐことを基本として、つなぐことのできない園児がいる場合は、引率者は手の届く範囲(1歩踏み出せば手が届く距離)にいることとする。
- 上図の青ルート以外への移動時は、必ず複数の大人を配置し、前後および可能であれば中央にも大人を配置する。
- 出発前に、引率する子どもの写真を撮り、報告時に見せる。(写真は、迷子・誘拐の時に備え、子どもがどんな服装をしていたかの記録のため)
- 先頭の大人より前に子どもを行かせない。後尾の大人より後ろを歩かせない。
- 園児から目を離さず、安全な行動がとれるよう指導・監督を徹底する。

- 道路は原則、通行のみとし、道路上で遊ぶことを禁止する。安全の確保を最優先とする。
- 園児同士が離れすぎないように配慮し、必要に応じて職員間で声を掛け合いながら、まとまって歩く。特にカーブなど見通しの悪い場所では、先頭は後方が追いつくのを待つなどの対応を行う。
- 道路上でのふざけ合いを防ぐため、子ども一人ひとりの行動特性を把握し、適切な指導を行う。
- ~~原則として引率者は子どもにすぐ手が届く範囲に~~いること。
- 車両接近時等は笛を吹くなどして、子どもだけでなく運転手側にも注意を促す。
- 楽しみながらも、心にスキを作らずあらゆる場面を想定して、危険を予測し、安全第一の視点で行動する。

### 3. 安全確認の徹底

- 「見ていなかった」という状況を発生させないように、職員間での相互確認を徹底する。
- 周囲の環境音に注意し、接近する車両や危険の予兆を見逃さない。(例:環境音が車の接近音や職員の注意喚起をかき消す可能性があるため、周囲の状況に留意する)
- 車の往来が少ない場所であっても、道路では常に車の進入の可能性のあることを園児に意識させる。
- 途上に駐停車している車があるときや、工事等で日頃は無いものが置かれていたりする際は、死角が増えることを認識し、より注意深く通行する。
- 車両接近時等に迅速に避難指示を出せるよう、園児の安全誘導訓練を徹底する。
- 日頃から交通安全訓練を実施し、園児に対して道路での安全行動を習慣化させる。

### 4. 散歩時の安全管理

- 散歩に出る際には、引率者は必ず携帯電話、救急セット、笛を持参する。
- 事前に事務室にて、出発時間、園児名、人数、引率者名、行き先をノートに記入し、事務室にいる職員に伝え、確認サインをもらうこと。事務室に誰もいないときは危機管理マニュアルに記載の指揮権順位の次位者へ伝える。
- 報告を受けた職員は、行き先、メンバー、機嫌、人数、天気、気温、園に残るメンバーなど総合的に考慮して、注意点を伝えたり、散歩の可否を判断するなど、職員個人の判断に頼りすぎることなく、複数人での判断・確認を基本とする。
- 途中で行き先が変更になる場合は、その都度、携帯電話で園に連絡を入れる。
- 帰園が遅くなりそうな場合は、概ねの帰園予定時間を園に連絡する。
- 園外より戻った際にも事務室の職員に報告し、戻った時間をノートに記入、報告のサインを受けること。

### 5. 緊急時の対応

- 頭を強く打った可能性がある場合は、園児を動かさずに救急へ連絡し、テレビ電話等を利用して指示を仰ぐ。
- 頭部を負傷している場合、むやみに動かすと症状が悪化する可能性があるため慎重に対応する。
- ただし、後続事故のおそれがある場合は、迅速に負傷者を救出し、安全な場所へ移動させる。

以上の内規を遵守し、園児の安全確保を最優先とすることを徹底する。

(2025年4月 作成)  
 (2025年6月30日 改訂)  
 (2025年7月16日 改訂)